

青森県報

号外第十七号

平成十七年
三月十六日
(水曜日)

目次

告 示

家畜伝染病検査の実施	(畜産課)	一
右	同	一
右	同	二
右	同	二
右	同	二
右	同	二
右	同	二
右	同	二
右	同	三
右	同	三
右	同	三
右	同	三
右	同	四
右	同	四
家畜伝染病薬浴の実施	(畜産課)	一
右	同	一
右	同	二
右	同	二
右	同	三
右	同	三
右	同	四
右	同	四

告 示

青森県告示第百七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については血清凝集反応検査、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨ一ネ病検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨ一ネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九

十日未満のものを除く。）

- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

- 五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーンン検査又は血清学的検査

青森県告示第百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

- 二 実施する区域

青森県一円

- 三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づき届出の対象となる牛

- 四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

- 五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法検査

青森県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

- 二 実施する区域

青森県一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 実施の目的

馬パラチフス発生予防のため

- 二 実施する区域

青森県一円

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清急速凝集反応検査

青森県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生の予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオースキー病検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オースキー病発生の予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生の予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査



青森県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査

青森県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年四月一日から同年十月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭